

令和5年度（2023年度）予算編成方針

我が国の経済の状況は、景気は緩やかに持ち直しており、先行きについては、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的に金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を令和4年（2022年）6月に閣議決定し、当面の経済財政運営として、コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることを鑑み、ウクライナ情勢に伴う原油・原材料等の価格高騰等に対する緊急対策を講ずることにより、コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済への更なる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援することにより、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく。その上で、新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具現化し、実行に移すことで、コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、「成長と分配の好循環」を早期に実現することとしている。

国の令和5年度（2023年度）の予算編成においては、現在の情勢認識を踏まえ、景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものにしていくこととしている。

また、新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GX（グリーントランスフォーメーション）への投資」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）への投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進するとともに、政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、事業の性質に応じた基金の活用、年度を跨いだ予算執行が可能となる柔軟かつ適切な対応等により、単年度主義の弊害是正に取り組み、歳出について、その中身をより結果につながる効果的なものとするよう、コロナ禍で累次の補正予算の使い道や成果が見える化するとともに、EBPM（証拠に基づく政策立案）やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底することとしている。

令和2年度（2020年度）からの感染症の拡大により、人々の生活様式が変わる中で、我が国の経済は持ち直しの動きがみられるものの、変異株の感染拡大は日本を始めとした世界経済の回復への重荷になっており、先行きが見通せない状況となっている。

こうした中、歳入の根幹である市税は、感染症やウクライナ情勢に伴う原油・原材料等の価格高騰等の影響による個人所得や企業収益の悪化が見込まれ、今後の景気動向が不透明であることから、令和5年度（2023年度）も引き続き厳しい状況となることが予想され、加えて法人市民税の国税化の影響などにより、極めて厳しい局面に立たされている。また、感染症の拡大がこれまで以上に急速に進んでおり、収束が未だ見通せない中、引き続き感染症対策を講じていくことが必要であるとともに、令和5年度（2023年度）末に開業を予定している新駅の整備、新駅周辺や養父森岡線を始めとした道路整備、及び継続費を設定している創造活動・歴史文化交流施設整備などの大規模建設事業やこれに伴う市債の償還、インフラ施設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持補修費や、高齢化の進展に伴う社会保障経費の増等による経常経費の増等への対応に加え、景気動向によっては、扶助費の増加が予想される中で、令和4年度（2022年度）に引き続き、厳しい状況となることが想定される。

このような厳しい財政状況下にあっても、職員一人ひとりが危機意識を持ち、事業の有効性や効率性について施策評価の結果等を精査した上で、今後のまちづくりの展望を見据え、真に必要な施策を見極め、経費全般の節減と合理化を進め、各事務事業を厳しく見直すとともに、更なる経常経費等の抑制・削減を図ることで長期的な展望に立った財政運営に努める必要がある。

なお、厳しい財政状況であることから、原則、新規事業の要求は認めないこととするが、新年度の重点事業に沿った新規事業を要求する場合は、スクラップアンドビルドが確実に行われるよう、既存事業の見直し、廃止等を徹底的に行い、事前に本市の方針を固めた上での要求を徹底するものとする。

さらに、財政健全化法により一般会計だけでなく、特別会計・企業会計・市の出資する公社等を含めた市全体としての財政の健全化が求められており、第6次東海市行政改革大綱に基づき、行政資源の再配分・最適化を徹底し、各施策単位での既存事業の見直しによる事業の再構築、限られた財源の効率的・重点的な活用を図っていくこととする。

令和5年度（2023年度）の予算編成にあたっては、第6次総合計画の五つの理念と6分野・38のめざすまちの姿の実現を目指すとともに、行政資源の効果的な活用と各施策の着実な展開を図るものとし、日本全体で労働人口の大幅な減少を迎える「2040年問題」が懸念されている中、感染症の拡大を受けて新たな日常への取組や社会全体のDXの推進、行政運営におけるデジタル技術の活用による市民サービスの向上や事務の効率化の実現、また、世界基準の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進、自然災害に対する防災・減災施策や脱炭素社会の実現に向けたGXの推進への取組みを進めることが必要である。一方、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通、西知多道路の（仮称）大田インターチェンジの整備といった、今後、人やモノの流れが大きく変わる大型プロジェクトが引き続き予定されていることから、本市としてもこの好機を見逃すことなく、長期的展望に立ち、ハード・ソフト両面とも将来的な投資効果が見込まれ、かつ、より市民満足度の向上につながるよう次に掲げる方針に沿った事務事業に対し優先的に予算措置することとする。

[まち・ひとを守る]

- ・感染症から市民を守るとともに、新たな日常に対応する取組み
- ・「東海市地域強靱化計画」に位置付けられた事業を推進し、災害から市民を守るとともに、自然災害に対するハード・ソフトの両面から防災力を高めていく取組み

[人を育む]

- ・未来を担う子どもたちに、生きる力、学ぶ力、ふるさとを愛する心を育む環境を充実させる取組み

[暮らしを応援する]

- ・安心して子どもを産み、育て、また、女性が社会進出できるよう切れ目のない支援と女性の活躍につながる取組み
- ・だれもが健康で生きがいのある生活の実現につながる取組み

[まちをつくる]

- ・鉄道駅周辺を中心とした拠点の整備と、西知多道路の整備促進に合わせた周辺地域の土地の有効活用など、リニアインパクトを最大限に活かしたまちづくりにつながる取組み

[ひとを呼ぶ]

- ・産業振興とにぎわい拡大、インバウンド（訪日外国人旅行）を中心とした観光誘

客による交流人口拡大を市内全域に広げ、まちの魅力や活力を高める取組み

[新たな生活をつくる、住み続けられるまちづくり]

- ・多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応できるよう、コミュニティを主体とした地域運営体制の整備により、誰もが活躍できる地域社会の実現に資する取組み
- ・デジタル技術を活用した市民サービスの向上、事務の効率化につながる取組み
- ・公共施設等の省エネルギー化・長寿命化・複合化（統廃合）・広域化及び民間活力の活用など効果的・効率的な公共施設等の運営につながる取組み
- ・ゼロカーボンシティ宣言を表明したことによる脱炭素社会の実現につながる取組みや「東海市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を意識した全庁的な省エネルギー・省資源化やペーパーレス化などの取組み

予算要求にあたっては、感染症の影響により、本市の財政状況は厳しい状況が当面続くことが見込まれ、これまで継続して実施してきた事業を同様に遂行していくことは困難になると予想されることから、限りある財源をより効果的・効率的に配分していく必要がある。

そのため、本市が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応できるよう職員一人ひとりが経営的な視点を持ち、今後の財政状況を十分に認識した上で、各事業の目標や成果を確認し、各施策の優先度・重要度を見極めた上で予算要求すること。

また、将来にわたる持続可能なまちづくりのため、財政基盤を強化していくことが、必要であることから、歳入では、国県補助金に関する情報収集や手数料等の受益者負担の適正化等に努めるなど、財源の確保を積極的に行うこととする。歳出では、極めて厳しい財政状況であることから、施策等の評価を踏まえて、職員自らが事務事業の有効性の判断を徹底し、良好な市民サービスの提供と市民満足度の向上につなげていけるよう事務事業の改革及び業務改善を徹底的に実施していくものとする。さらに、事業の合理化及び効率化に努めるとともに、各施策に対する貢献度により事業の優先順位を精査を行うこととし、法令等で定められた経常的な経費であっても裁量のある経費については徹底的に無駄を排除し、真に必要な経費のみを要求するものとし、積極的に経常経費の削減を図ることとする。

なお、厳しい財政状況が見込まれることから、原則、新規事業は認めないものとする

るが、新年度の重点事業に沿った新規事業を要求する場合は、必要性、費用対効果などを検討し、国県補助金等の財源確保に努めるとともに、既存事務事業の廃止又は縮小により財源を生み出すことを原則とし、公共施設等の新設、更新、機能増進のためのリニューアル等にあたっては、公共施設等総合管理計画及びP F I等活用指針に基づき、長寿命化・複合化・広域化及び民間活力の活用など、効果的・効率的な公共施設等の整備等を令和2年（2020年）3月に策定した公共建築物再編計画（アクションプラン）により推進することとし、デジタル技術を活用した市民サービスの向上、事務の効率化を進めるにあたっては、令和4年（2022年）3月に策定したDX推進基本方針により推進することとする。

なお、前述の諸事情を踏まえ、最少の経費で最大の効果が得られるよう、次の注意事項に従って、要求すること。

記

I 一般的事項

- 1 総計予算主義の原則を踏まえ、年間を通した予算を見積もるもので、歳入については制度上可能な財源の確保に最善の努力を払い、歳出については合理的、効率的な行政活動が発揮できるよう検討し、適正かつ詳細な積算に基づく見積書を作成すること。

また、単年度のみのお考えではなく、将来への展望を見据えた計画的な予算となるよう注意すること。

- 2 予算編成にあたり、第6次総合計画 第10次実施計画を基本として、当初予算編成においては、施策ごとの事業費を課等別に集計し、以下の手順で枠配分及び編成を行う。

- (1) 実施が法令等で義務づけられている事業を「義務的経費」、施設等の管理に必要な経費を「施設管理経費」、特別会計への繰出金及び一部事務組合への負担金を「他会計繰出金等」、第6次総合計画 第10次実施計画の令和5年度（2023年度）に設定された事業を基本とした「実施計画経費」、これら以外の「その他経費」に区分し、令和4年度（2022年度）当初予算をベースに令和4年（2022年）9月議会までの補正予算に計上した事業（債務負担行為含む）や隔年実施事業を考慮して算定した額を基準として、第6次総合計画 第10次実施計画における市税収入等の歳入見込額の範囲内において経費毎に削減し

た一般財源を各部へ配分する。

そのため、全ての歳出経費を「ゼロベース」で見直し、各部において配分した一般財源の額の範囲内で要求するために職員一人ひとりが経常経費等の抑制・削減はもちろんのこと、事業の見直しによる廃止・削減を図るとともに、国県補助金だけではなく、民間資金の活用など新たな財源の確保に努めることとし、各部課等で配分内に収まるように取り組んだ内容を企画部長査定時に確認することとする。

なお、今後の経済状況や制度改正により、歳入・歳出見込額が増減することもあるため、配分額がそのままの予算として確保されるものではないもの。

- (2) 「実施計画経費」については、第6次総合計画 第10次実施計画における令和5年度（2023年度）に設定された事業（他会計繰出金及び公共建築物の保全に係る経費を除く）のみとし、配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (3) 「他会計繰出金等」は、経費の内訳を「義務的経費」、「施設管理経費」及び「その他経費」に区分した上で算定し配分しており、経費ごとに配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (4) 「義務的経費」、「施設管理経費」及び「その他経費」については、各々配分した額以内で要求すること。ただし、真にやむを得ず、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。
 - (5) 要求にあたっては、「実施計画経費」、「義務的経費」、「施設管理経費」、「他会計繰出金等」及び「その他経費」のそれぞれで、一覧表を作成する。「実施計画経費」及び「その他経費」については、それぞれ部等単位で優先順位を付すこと。なお、優先順位により、予算化できないことを理解した上での要求とする。
- 3 感染症への対策については、当分の間、感染の完全な収束への見通しは困難であることから、現在の状況が継続することを前提とし、ウィズコロナ・アフターコロナ社会における「新たな日常」に対応した予算要求とすること。
- (1) 各事務事業については、現状のコロナ禍が継続する想定の下、感染症の感染対策等の検討にあたって、各事業の課題を的確に捉え、実施方法等を再度検証

し、事業のあり方について必要に応じて見直しを行い要求すること。

- (2) 緊急事態宣言等が発令された場合については、補正予算や予備費等で対応する予定であるため、当該状況を想定した経費は要求しないこと。
- 4 行政改革大綱推進計画の推進項目となっているものは、年次計画に基づき、管理目標を達成するために必要な検討を行い、検討内容を反映した予算要求をすること。
- 5 法令、条例、規則等に基づく予算要求を行うとともに、その内容を的確に把握し、不適切な運用とならないようにすること。制度の改正によるものは、旧制度と新制度との比較をして変更部分を明確にし、根拠条文等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

また、新たに根拠を必要とする事業にあつては、条例及び規則については総務法制課と、要綱については財政課と、複数の課等が関連する事務事業等にあつては関係各課等と事前に調整し、予算要求と整合を図ること。

なお、総務法制課及び財政課との調整については、制定案又は改正案等をもって調整すること。

- 6 議会の要望事項、監査の指導事項、政策推進会議での指示・検討事項、前年度予算査定時及び予算執行時での検討事項等については、趣旨、内容を十分把握し、適正に処理した要求とすること。
- 7 国及び県における今後の動向を注視し、最新の情報収集に努め、補助金については的確な交付見込額を掌握し、歳出においては単独分と補助分、法令等に基づく義務的経費と、それ以外の経費を明確に区分すること。予算要求後においても国県補助負担金の制度変更等が判明した場合は、事業の見直し等を検討した上で資料等を提出すること。

また、後年度負担となるような事業補助金については慎重に検討すること。

なお、国県補助負担額が廃止となった事業については、原則、事業の廃止を行い、交付率等で削減されたものについては、原則、事業の縮減を行い、補助対象事業でなくなったものについては、事業を廃止すること。やむを得ず従来どおりの事業を継続する場合は、削減できない理由等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。所轄省庁以外の補助金についても、情報収集を行い、財源の確保に努めること。

- 8 広域的な調整を必要とする事業については、企画政策課と連携して5市5町等の調整を図るとともに、その結果に基づき事前に方針決定を受けておくこと。
なお、要求する場合は、他市等の状況が分かる資料を提出すること。
- 9 各種施策について、近隣他団体の状況を調査比較し、突出した行政サービスとなっているものは見直しを検討すること。
- 10 建築、土木関係事業費については、あらかじめ建築住宅課、土木課等と十分協議し、適正な要求をすること。
特に、公共建築物の管理保全に伴う維持補修については、建築住宅課と事前に協議し、要求をすること。
- 11 下水道の供用開始に関連する経費については、下水道課と調整し、計上漏れのないようにすること。
- 12 関係部課等相互の連絡を密にして、事業が競合しないよう調整を図ること。
特に、同種の講座や教室を開催する場合は、関係各課等や各種団体等で協議し、統合に向けて検討すること。
なお、関係部課等間で未調整の事業又は重複要求の事業などは、全てゼロ査定とするので注意すること。
- 13 土地開発公社又は土地開発基金での土地購入または、土地開発公社又は土地開発基金からの土地の吸い上げを予定している場合は、事前に財政課と協議すること。
- 14 東海市シルバー人材センターで可能な業務については、同センターを積極的に利用すること。
- 15 障害者優先調達推進法に基づく調達方針により、市内の障害者就労施設等から来年度の物品等の購入に努めること。
- 16 新規及び増額の補助金等は、原則として認めないが、やむを得ず要求する場合は、事前に補助金交付要綱案により財政課と調整したうえで要求すること。
- 17 公共工事コスト縮減に積極的に取り組んだ要求内容とすること。
- 18 まちづくり協働推進事業については、積算基準に基づき適正に見積もること。
- 19 計画的に購入している物品については、現在の保有数量と今後の購入計画を年度ごとに予算見積書に記載すること。
- 20 特別会計については、その設置目的に従い、独立採算制を前提に一般会計に準

じて見積もること。

- 21 消費税については、課税対象のものは消費税を適切に転嫁して積算し、消費税率の引上げ及び軽減税率制導入に係る注意事項(キャビネット：財政課＞予算編成・債務負担管理システム関係)を参考に要求すること。
- 22 複数年にわたるハード及びソフト事業において、現在実施している事業であっても目的、必要性、実施時期を十分に考慮したうえで事業規模の縮小、廃止について再検討すること。また、試行的に実施している事業については、効果、必要性の検証を徹底的に行い、その結果を示したうえで要求すること。
- 23 投資的(ハード)事業については、今後のスケジュール及び総事業費を予算見積書等に記載すること。
- 24 提出にあたっては、各部・課等の長が十分内容を精査、調整したうえで、提出期限である**11月8日(火)正午**までに必ず提出することとし、予算査定時に追加で要求することがないように注意すること。